

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：24201

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885064

研究課題名(和文)近代日本地方教育行政の再編 教育行政の独立と教育の専門性の関係構造

研究課題名(英文)Reorganizaition of the Local Educational Administration in Modern Japan: Relational Structure of Independence and Professionalism of Educational Administration

研究代表者

杉浦 由香里(SUGIURA, YUKARI)

滋賀県立大学・人間文化学部・准教授

研究者番号：90734111

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：教育令期における地方教育行政の再編過程について、県会議事録や地域史料の収集と分析に基づいて検証をすすめることができた。検討の結果、第一に、県が独自に創設した地方教育行政機関は教育内容・方法といった教育の内の事項に対する指導監督の必要から設立されたこと、第二に、指導監督機関が機能するだけの高い専門性と身分待遇のあり方が問題となっていたこと、第三に指導監督の強化が求められる一方で地域性や民情に配慮した学事奨励の意義が見出されていたことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to analyze the issues regarding the process of local educational administration reform in modern Japan. In the research examined based on the collection and analysis of the prefecture meeting Minutes and regional historical materials. The findings of this analysis are as follows: First, Prefecture established its own local educational administration agencies from the need for supervision concerning internal matters of education as education content and method. Second, in the prefectural assembly, had been discussed professionalism and status as the local educational administration. Third, prefecture authorities attempted to strengthen the supervision of school, but prefectural assembly members had recognized the need to consider the educational perceptions of the regional people.

研究分野：教育学、教育史

キーワード：地方教育行政 教育令期 教育行政の独立 教育の専門性 指導監督 教育行政史

1. 研究開始当初の背景

本研究は、近代日本教育制度の形成過程の中でも、一般行政との関係において教育行政のあり方が鋭く問われた教育令期に注目し、地方教育行政をめぐる諸問題の原型を歴史的に明らかにすることを通じて地方教育行政の本質に迫ろうとするものであった。

教育令期の地方教育行政を扱った先行研究の蓄積は厚く、(1)地方教育行政史研究、(2)教育令成立史研究、(3)自由民権運動と教育」研究などが挙げられる。

(1)地方教育行政史研究は、教育令期における地方教育行政の展開を一般行政に教育行政が包摂される過程として描いてきた(金子照基『明治前期教育行政史研究』、井上久雄『近代日本教育法の成立』など)。他方、平田宗史『明治地方視学制度史の研究』は、地方視学制度の前史として府県が独自に設けた教育行政機関について触れている点は注目される。なお、河田敦子『近代日本地方教育行政制度の形成過程』は、本研究が対象とする時期とはずれるが、戸長官選化と市制町村制下の教育事務に言及している。

(2)教育令成立史研究は、政治情勢と結びつけて教育令の成立の背景を明らかにしてきた(土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』、倉沢剛『教育令の研究』、森川輝紀『近代天皇制と教育』など)。近年では、湯川文彦が近代教育事務の形成といった視点から教育令成立史を再考しており、注目されつつある。

教育令期は自由民権運動が全国的高まりをみせた時期と重なっている。(3)「自由民権運動と教育」研究会によって、自由民権運動における教育的性格が検討され、政府の教育政策に対抗するような民衆の教育自治的営みの萌芽が存在したことが指摘されてきた。

しかしながら、先行研究においては下記の点が課題として残されている。

第一は、府県における教育施策の具体的形成過程が捉えられていない点である。(1)の研究は中央の教育政策に照らして府県の教育施策の展開を跡づけてきたため法令解釈にとどまってきた。さらに、全国的傾向に注意を向けるあまり独自の教育施策を展開した府県の動向は見落とされてきた。また、(1)の研究は、教育行政の独立の観点から教育令期の地方教育行政の展開を分析し、地方教育行政は一般行政に包摂されたと一面的に評価してきた。しかし、(2)によって解明されつつあるように、教育令期は未分化な状態から教育事務を整備確立していく段階にあり、文部省内部の方針も統一されていたわけではなく、府県において独自の教育施策が生じる余地があったといえる。

第二は、いずれの研究も中央の教育政策の展開を前提とするがゆえに、地方教育行政機関の中でも学務委員制度にばかり焦点が当てられ、府県が独自に設置した地方教育行政機関(督業教師・学事委員・小学督業など)

まで関心が及んでこなかった点である。また、(1)(2)の研究は中央政府や県当局の公文書に偏っており、府県に残された県会議事録はほとんど活用されていない。

すでに博士論文では、三重県を中心に府県に現存する県会議事録などの地域史料を駆使し、府県が独自に地方教育行政機関を設置するに至った論理を明らかにしてきた。本研究では、検討対象を三重県から全国に広げ、教育令期における地方教育行政の再編過程を分析するものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近代日本の地方教育行政の再編過程の分析を通じて、教育行政の独立や教育の専門性といった教育行政の基本原則が歴史的にどのように問われつつあったのかを、府県の地域史料に基づき明らかにすることにある。

その際、教育令期に府県が独自に設置した教育行政機関(督業教師・学事委員・小学督業など)に着目する。それらは、教育内容・方法といった教育の内的事項に対する指導監督の必要から府県が独自に設けた地方教育行政機関であった。このような地方教育行政機関の創設は、県議会において発案され実施に移された。府県がなぜ独自に教育行政機関を創設しようと試みたのか、その論理を県会議事録などの地域史料から明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では、府県に現存する県会議事録および地域史料収集・分析することによって、府県における教育施策の具体的形成過程を明らかにしようとした。

(1)史料収集・整理

まず、独自に地方教育行政機関を設置したことが判明した群馬県や長崎県において史料収集を行なった。群馬県には、明治12年の県会議事録と地域史料の収集を行なった。群馬県立文書館では、明治12年から明治22年までの県会議事録を収集することができた。また、県布達などの公文書や区有文書、地域新聞などの地域史料を収集した。また、東京大学近代日本法政資料センター(明治新聞雑誌文庫)にて教育令期に群馬県下で発刊された地域新聞や教育雑誌の調査を行なった。他方、長崎歴史博物館にも教育令期の学務課資料が多数所蔵されており、複数回調査を行なった。その他、必要に応じて、国会図書館、国立公文書館や他府県の図書館・公文書館を調査した。

収集した史料の大半はデジタルデータとして保存し、場合に応じて印刷保管した。整理においては、まず県会議事録の翻刻と解読から着手し、その後、周辺資料として地域史料の整理・分析を行なうこととした。

(2)論理分析と成果の発表

県会議事録の検討を通じて、県が独自に地

方教育行政機関の設置に至った過程を抽出し、その論理を分析した。群馬県においては、明治 12 年の県会を端緒として毎年のように指導監督機関をめぐって県当局と県議員の間で議論が交わされていたことが明らかになった。その議論において、教育行政の役割やあり方がどのように問われつつあったのか、その論理を解明した。本研究によって明らかになった成果を学会で発表するとともに論文等にまとめることとした。

4. 研究成果

(1)2014 (平成 26) 年度

26 年度は、群馬県と長崎県における史料調査・収集を行なうとともに、群馬県における地方教育行政の展開に関して分析を行った。

まず、群馬県については、群馬県立文書館所蔵の公文書を中心に調査・収集した。同文書館には、明治 12 年から明治 22 年までの県会議事録ならびに明治 11 年から明治 16 年までの群馬県布達を収集することができた。また、小学督業や学事奨励職員に関する区有文書や私家文書を収集した。他方、長崎県については、長崎歴史博物館にて明治 10 年代の長崎県学務課関連資料を収集することができた。

先行研究の解読については、地方教育行政史や教育令成立史、1880 年代史研究などの関連論文や書籍を収集して解読を進めた。解読の結果、先行研究では、地方が独自に設置した地方教育行政機関（督業教師・小学督業・学事委員等）に関して地域史料に根ざした分析がほとんどされていないことが判明した。多くの研究は、府県の布達類の分析にとどまり、県会議事録まで用いた研究は少ない。府県が独自に地方教育行政機関を設置するに至る施策形成過程までを含んで明らかにするうえで、県会議事録の分析が欠かせないことが明らかとなった。

群馬県の県会議事録の分析に着手し、群馬県では明治 12 年から独自に督業教師を設置することが県会で提案されていたことを明らかにした。さらに、明治 14 年の県会では督業教師を改め督学を設置することが建議されたこと、ところが督学設置の建議が却下されたため、県会では新たに学事奨励職員を設置することに方向転換したことが明らかとなった。

(2)2015 (平成 27) 年度

27 年度は、昨年度から取り組んできた研究成果をふまえて学会発表を行なうとともに、これまでの研究成果を論文にまとめた。

昨年度に完了しなかった資料の収集・整理を継続しつつ、群馬県の資料分析を進めた。群馬県に関しては、新たに「上毛新聞」や「上野新報」「群馬日報」といった当時の地域新聞などの周辺資料を収集し、県の教育施策の展開に対する当時の評価を明らかにすることができた。

以上の研究成果をもとに、明治 12 年から明治 16 年までの群馬県の地方教育行政の展開をまとめ、中部教育学会第 64 回大会（於名古屋大学）にて、「教育令期群馬県における地方教育行政の展開 督業教師と学事奨励職員をめぐって」と題して報告した。

その後、さらに明治 18 年までの群馬県会議事録と周辺資料の分析を進め、先の学会報告の内容と合わせて「教育令期群馬県における地方教育行政の展開 督業教師から小学督業に至るまで」と題する論文をまとめた。群馬県でも、教育の内の事項に対する指導監督の必要性から高い専門性をもった指導監督機関を設置しようとする動きが教育令期を通じて模索され続けていたことが明らかになった。

他方、長崎県については、長崎歴史博物館所蔵の学務課関連資料を引き続き収集・整理するとともに分析にも着手し、長崎県における地方教育行政の特徴を整理した。しかし、学務課資料だけでもかなりの数に及んだため、該当期の県会議事録を閲覧し終わることができず、今後の課題として残された。

本研究の分析で明らかになった成果を博士論文に付け加え、これらの研究成果を広く公表するために、出版助成に応募した。今後は、以上の成果をもとに博士論文の刊行に取り組む予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 2 件)

杉浦由香里、教育令期群馬県における地方教育行政の展開 督業教師から小学督業に至るまで、教育史研究室年報、査読無、第 21 号、2016、pp.13-40

杉浦由香里、三重県阿山高等公民学校の発足、日本の教育史学、査読有、第 58 週、2015、pp.45-57

〔学会発表〕(計 2 件)

杉浦由香里、教育令期群馬県における地方教育行政の展開 督業教師と学事奨励職員をめぐって、中部教育学会第 64 回大会、2015 年 6 月、名古屋大学・愛知県
杉浦由香里、三重県阿山高等公民学校の発足、教育史学会第 58 回大会、2014 年 10 月、日本大学・東京都

〔図書〕(計 3 件)

杉浦由香里 他、豊田市、新修豊田市史資料編近代、2016、835

杉浦由香里 他、東京大学出版会、就学告諭と近代教育の形成 勸奨の論理と学校創設、2016、584

杉浦由香里 他、伊賀市、伊賀市史第 3 巻通史編近代、2014、1063

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

杉浦 由香里（SUGIURA YUKARI）

滋賀県立大学・人間文化学部・准教授

研究者番号：90734111